

平成 18 年度組織・定員要求の結果について

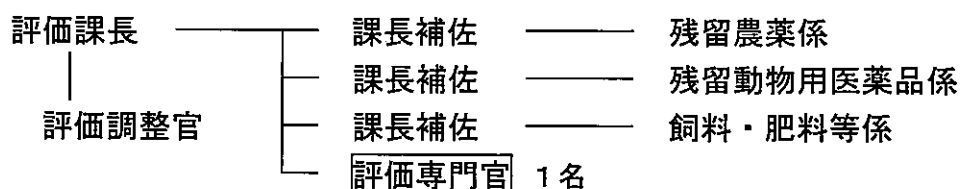
平成 17 年 12 月
食品安全委員会事務局

食品安全委員会では、平成 15 年 7 月の設立直後より多数の諮問があり、評価関係の 13 の専門調査会において精力的に審議を行っているものの、現在審議未了案件が山積しており、その中でも特に農薬と動物用医薬品関係では多数の案件が審議未了となっている。

また、食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に関するポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年度以降新たな 700 を超える物質について、できるだけ早期に食品健康影響評価を行う必要がある。このため、専門調査会の評価体制等の強化を図るとともに、事務局についても評価支援の事務体制を計画的に整備することとし、平成 18 年度においてはこれに必要な増員を行うこととする。

さらに、食品安全委員会に対する国民の期待に応えるためには、食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、より一層国民の理解を深めて行く必要がある。このため、これらに対応して十分なリスクコミュニケーションを行えるよう、その実施体制の拡充を段階的に行うこととし、平成 18 年度から増員を行うこととする。

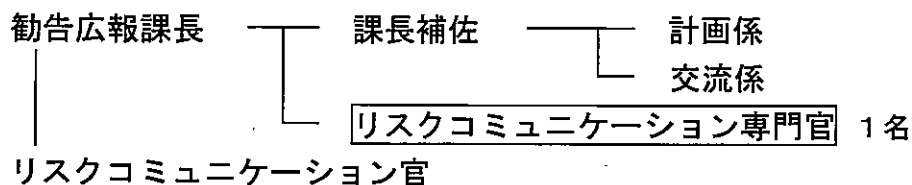
○食品健康影響評価体制の拡充 評価専門官 1 名



(このほか、農薬専門調査会専門委員を増員(15名→20名)し、分科会やWGを新たに設置するとともに、技術参与の増員(8名)。<予算措置>)

○リスクコミュニケーション実施体制の拡充

リスクコミュニケーション専門官 1 名



※ 定員については、平成 18 年度からはじまる新たな定員削減計画に伴い、削減(1名)を実施する。